

「東京都障害者・障害児施策推進計画」の概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と経緯 (3～5 ページ)

平成26年1月、我が国は、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准しました。条約締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。

平成23年8月には障害者基本法が改正され、いわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。また、平成24年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が制定され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直し等が行われました。

さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が改正され、いずれも平成28年4月から施行されました。

また、平成28年6月の「児童福祉法」改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築の推進等が盛り込まれました。

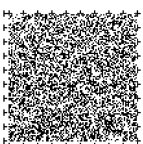
一方、社会状況に目を向けると、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の生命、安定した生活を脅かし、障害者やその家族、支援者等にも多大な影響を与えました。障害者等の生命を守り、安全・安心な日常生活及び社会生活を支えるため、障害者、家族、支援者等を支える施策の一層の充実を図るとともに、都民一人一人が障害及び障害者への理解を深め互いに支え合う社会の実現が求められています。

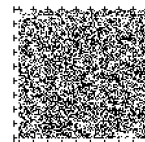
東京都は、こうした状況のもと、計画の改定期を迎えて第九期東京都障害者施策推進協議会を設置し、新たな計画の基本的方向を明らかにするため調査審議を行ってきました。同協議会は、令和3年4月、計画の策定に向けて、東京都知事に対する意見具申（提言）を行いました。

東京都は、この提言等を踏まえ、障害者を取り巻く環境変化及び社会状況に対応し障害者施策の一層の充実に取り組むため、新たな「東京都障害者計画」、「第6期東京都障害福祉計画」及び「第2期東京都障害児福祉計画」として「東京都障害者・障害児施策推進計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

2 計画の性格・位置づけ (5～6 ページ)

障害者施策に関する基本計画としての障害者計画（根拠：障害者基本法）と、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画である障害福祉計画（根拠：障害者総合支援法）、障害児通





所支援等の提供体制の確保等に関する計画である障害児福祉計画（根拠：児童福祉法）の3つの性格を併せもつ計画として、一体的に策定するものです。また、「未来の東京」戦略をはじめ、障害者施策に関連した他の東京都の計画との整合を図っています。

3 計画期間（6 ページ）

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

4 計画の基本理念と施策目標（6～8 ページ）

（1）基本理念

本計画では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」の実現を目指します。

都は、この社会の実現を目指して、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという『自己選択・自己決定』の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、どのような状況においても人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、以下の基本理念を掲げ、障害者施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現

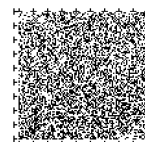
障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で共に暮らし、支え合う共生社会の実現を目指します。

基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。



(2) 施策目標

これらの基本理念のもと、以下の5つの施策目標を掲げ、障害者施策を展開していきます。

I 共生社会実現に向けた取組の推進

障害者差別の解消を推進する取組や、障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加を推進し、全ての都民が共に暮らす共生社会の実現を目指します。

II 地域における自立生活を支える仕組みづくり

入所施設・精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。

III 社会で生きる力を高める支援の充実

障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図ること等により、障害児が社会的自立を図ることのできる力を高めていきます。

IV いきいきと働ける社会の実現

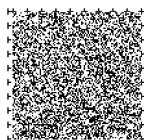
障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図ること等により、障害者がいきいきと働ける社会の実現を目指します。

V サービスを担う人材の養成・確保

障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制整備とサービスの質の向上を図るために、人材の確保・育成・定着を進めます。

5 計画の進行管理 (9 ページ)

本計画に定める成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握して分析・評価を行い、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議を行う知事の附属機関「東京都障害者施策推進協議会」に報告して意見を聴取します。その上で、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。このPDCAサイクルを実施することにより、計画の着実な進行管理を行います。



第2章 目標達成のための施策と取組

第1 施策目標と取組の体系 (13 ページ)

施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進

- 1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組
- 2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進
- 3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

- 1 地域におけるサービス提供体制の整備
- 2 地域生活を支える相談支援体制等の整備
- 3 入所施設・精神科病院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援
- 4 障害者の住まいの確保
- 5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応
- 6 安全・安心の確保

施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実

- 1 障害児への支援の充実
- 2 全ての学校における特別支援教育の充実
- 3 職業的自立に向けた職業教育の充実

施策目標Ⅳ いきいきと働ける社会の実現

- 1 一般就労に向けた支援の充実・強化
- 2 福祉施設における就労支援の充実・強化

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

- 1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実
- 2 重症心身障害児（者）施設における人材の確保と養成

